

VI. 今後の課題

1. オオタカ、クマタカの全県的な生息状況の把握

(1) 全県的な分布調査

ワシタカ類に関して、県内全域の生息分布や生息数とその動向については、今回主として取り上げたオオタカを含め十分に把握されている状態とは言えない。そのため、保護対策の優先順位や特に優先的に保全すべき地域が特定できない面も有する。したがって、まず県内で繁殖するワシタカ類について、全県的な分布域や生息数の調査を早急に進める必要がある。こうした調査を行うためには多くの人員や財源の確保が必要なことから、まずは今回取り上げたオオタカに加え、大型で希少性のランクが高いクマタカから着手し、順次対象種を拡大していくことが必要である。

(2) 生態調査

有効な保護対策を確立するためには、種ごとの繁殖生態、巣立ち率、行動圏、移動分散、生息環境、餌資源量等についても把握し、行動圏や生息地域全体の保護管理を図る必要がある。安定的な生息地の判断には、少なくとも5年間程度の繁殖成否をモニタリングし、生息阻害要因の特定に努める。オオタカ、クマタカ等の森林性ワシタカ類の調査手法としては、ラジオテレメトリー法が有効であり、モデル地区における本法を採用した調査の実施と、一般的に環境アセスメント等で実施されている目視調査による結果との比較により、目視調査の効果的手法に関する検討を行うことも必要となる。

また、ラジオテレメトリー調査で得られた精度の高いデータを用いて生息環境の分析を行う際は、GIS（地理情報システム）を活用した解析も視野に入れ、生息地適性評価（HSI）に基づく潜在的な生息地の予測や、生息地復元計画などの研究にも発展させていくことが必要である。

(3) 個体群（健全度）調査

落鳥および傷病鳥、死亡個体などを用いて、栄養状態、伝染病感染の有無、有害化学物質の残留実態、遺伝的距離、死亡原因などを調べることは、個体や個体群の健全性を判定するための基礎資料となることから、落鳥・傷病鳥個体や死亡個体の収容体制及び検査体制を充実していく必要がある。また、個体群維持に必要な広域的な生息地保全のあり方についても、上記した2項目の調査結果をもとに、それぞれの地域での住民生活なども視野に入れた自然的環境と社会的環境の望ましい配置・ゾーニングの手法についての研究にも取り組む必要がある。

2. ワシタカ類保護のためのマスタープランの策定

これまでに述べてきたワシタカ類の総合的な保護対策を体系的に進めていくためには、前記の全体的な生息状況の把握に基づく、中・長期的な視点に立ったマスタープランの策定が求められる。マスタープランでは保護対策の優先順位や、優先的に保全すべき地域を検討するとともに、本県においては以下に述べるような施策を実施していくことが重要と考える。

(1) 個体群維持のための対策

1) 戦略的保全プログラム

県土の持続的な土地利用や、自然と共生するまちづくりを目指すことにより、はじめてワシタカ類の個体群維持が図られることから、特に重要となるエリア(コアエリア)について、積極的に法制度上の担保性を確保していくことが必要となり、コアエリアの周囲には緩衝地帯(バッファゾーン)を設けていくことが求められる。具体的には、分布調査により確認された営巣地等の生息情報は、土地利用計画に反映させ、保全の位置づけを明確にしていくとともに、その周囲で必要となる配慮や環境管理計画を検討する。さらに生息地の復元・創出も視野に入れた戦略的保全プログラムの立案を推進することが必要である。

また、保護区の設定を進めるためには、地域住民の理解を得ていく必要があり、普及啓発を図るとともに、保護区の設定等に伴う地域へのメリットを充実させるなど、負担の公平化に向けた検討が必要である。このことから、地域における自然的環境と社会的環境の望ましい配置・ゾーニングに関する研究成果を活用し、持続的な個体群保全のための総合計画の策定に取り組む必要がある。

2) 生息環境の維持改善技術

保全が位置づけられたエリアにおいても環境は絶えず変化しており、特に二次的な自然環境では人為による環境管理を必要とする場合があるため、ワシタカ類の生息環境を維持改善する技術が必要となる。またワシタカ類にとって重要となる営巣環境や採餌環境は個々の種に応じて異なることから、それぞれの種に応じた環境の維持改善技術を研究開発する必要がある。また、餌生物の生産能力の高い生物多様性に富む自然環境、有害化学物質の除去・防止のための技術、ビオトープの復元・創造のための技術など、さまざまな分野の応用的技術開発を推進する必要がある。

3) 人工増殖等；収容治療体制のあり方と個体の活かし方

将来も引き続きワシタカ類の個体数を減少させる負荷が取り除かれない場合は、野生個体群への補充個体をより多く確保していく必要が生じてくる。そのため、落鳥あるいは傷病鳥などの保護収容鳥について、その飼養管理、リハビリのための施設や技術者の養成を検討する必要がある。

(2) 協働システムの確立

環境庁の「猛禽類保護の進め方」（1996）には、「国のみならず、都道府県のレベルにおいても、猛禽類の生態に詳しい専門家等からなる委員会の設置やNGOとの有機的連携のもとに各種の保全活動を実施することなどにより、保全管理体制を充実させることが重要である。各都道府県レベルでは、自然保護、鳥獣保護部局や自然保護センター内などに猛禽類の基本的な知識を有する担当が配置されることが望ましい」ことが記されている。

そこで、本県においても、環境庁の国立公園・野生生物事務所との情報交換に努め、県内全域におけるワシタカ類の生息情報等の把握を行い、個別の問題を含め周辺都県や関係自治体等と連携して適切な対応を図るものとする。また、環境生活部自然保護課も、一連の過程の中で積極的に関与・協力し、本県におけるワシタカ類保護の中心的役割を担うよう努めていくものとする。この場合は、NGOやワシタカ類の研究者等とも有機的連携を図りながら、ワシタカ類保護のための協働システムを確立する必要がある。また、庁内においては、ワシタカ類保護の緊急性、広域性などの特性を考え、庁内の関係部局との横断的な推進体制を整えていくことが重要である。

(3) 保護意識の醸成

ワシタカ類の保護及び生態系の保全と多様性維持等に関する県民の理解を一層深め、その保護や保全に関する県民の合意を形成するため、学校や地域においても普及啓発を推進することが望まれる。

また、ワシタカ類保護に取り組む人材育成も重要な課題であり、専門家を育成するための研修体制の整備や、庁内において調査結果や種々の情報を適切に処理・管理する担当職員の研修の充実等も検討していくことが必要である。